

羽村市学童クラブ ガイドブック 【令和9年度】



入所申請に関する情報は
17ページからだりん♪

はむりん

羽村市子ども家庭部子育て支援課学童クラブ・児童館係

東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1

電話042-555-1111 内線262～264



羽村市学童クラブ入所申請のご案内 目次

1. 学童クラブの概要	… 3 ページ
(1)学童クラブとは	… 3 ページ
(2)開所時間	… 3 ページ
(3)育成期間・休所日	… 4 ページ
(4)学童クラブ費用	… 4 ページ
(5)延長利用の手続き	… 4 ページ
(6)学童クラブ費用の減免	… 5 ページ
2. 学童クラブでの生活	… 6 ページ
(1)学童クラブでの過ごし方	… 6 ページ
(2)学童クラブを利用できない場合	… 9 ページ
(3)登所・降所	… 10ページ
(4)災害・緊急時の連絡手段	… 12ページ
(5)保護者への児童の引き渡し方法	… 12ページ
(6)風水害時(台風・大雨・大雪など)の学童クラブの閉・開所について	… 13ページ
(7)その他(羽村市における「こどもの居場所」について)	… 15ページ
3. 学童クラブの入所申請	… 17ページ
(1)学童クラブに入所できる児童	… 17ページ
(2)入所の申請	… 17ページ
(3)申請方法	… 17ページ
(4)提出書類と入所要件	… 18ページ
4. 入所申請の流れ	… 20ページ
(1)審査について	… 21ページ
(2)入所保留(待機)になった場合	… 21ページ
(3)入所基準(判定指数)	… 21ページ
5. 特別な支援を要する児童の入所について	… 23ページ
6. 入所(申請)後に必要な手続き	… 24ページ
7. 学童クラブ位置図・入所区域図	… 26ページ
8. 学童クラブ一覧	… 28ページ
【参考】添付資料	
災害時児童引渡しカード	

1.学童クラブの概要

(1)学童クラブとは

仕事や病気をしているなどの理由で、児童の保護者が日中不在になるご家庭の児童をお預かりし、適切な遊びと生活の場を提供して、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行う施設です。

(2)開所時間

学校のある日	下校時～午後6時まで
学校休業日（春・夏・冬休み、振替休業日）	午前8時～午後6時まで
土曜日	午前8時～午後6時まで

＊開所時間の延長を希望する場合は、最長午後7時まで開所します。

（育成料とは別に、延長育成料がかかります）

＊土曜日の利用は、保護者の就労や疾病等の事情によって、お子さんの養育（お世話）をする方が誰もいないご家庭のみ利用できます。

（就労の場合、就労証明書に定期的な「土曜日」の勤務があることの証明が必要）

＊午後7時以降は、児童をお預かりすることができません。【厳守】

午後7時までにお迎えが間に合わない場合は、羽村市社会福祉協議会が実施している「ファミリー・サポート・センター事業」をご利用ください。

問合せ：羽村市社会福祉協議会 栄町2-18-1（電話042-554-0304）

参考

ファミリー・サポート・センター

育児の手助けをしたい方（協力会員）と育児の手助けが必要な方（利用会員）が会員登録をし、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする活動です。センターでは、担当のアドバイザーが中心となって、活動の調整をしています。

▶利用料（令和8年度）

平日および土曜日	午前9時～午後5時	1時間当たり700円
	上記以外	1時間当たり850円
日曜日、祝日	終日	1時間当たり850円

▶サポート内容

- ・保育施設までの送迎、保育施設・学校の放課後、学童クラブ終了後などの預かりや保護者会・法事など、外出の際の一時的な預かりなど。
- ・対象児童…市内在住・在勤で生後6か月以上小学校6年生まで
- ・お子さんを預かる場合は、原則として協力会員の自宅で行い、宿泊はできません。

▶手続き

事前に登録の手続きをして下さい。

(3)育成期間・休所日

育成期間：令和9年4月1日～令和10年3月31日まで

休所日：日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

＊祝祭日が土曜日と重なった場合も休所となります。

＊その他、緊急時（台風・大雨・大雪・地震など）における学童クラブの対応について、入退室管理システム「安心でんしょばと」などでお知らせしますので、必ず登録をお願いします。（登録方法は15ページをご確認ください）

(4)学童クラブ費用

育成料		1か月 4,000円/1人
延長育成料	月単位	1か月 1,500円（利用月の前月末までに申請が必要）
	1回毎	1回 200円（回数の上限設定はありません）

▶納付方法

育成料の納付は、口座振替による納付をお願いします。口座振替依頼書は入所承認通知に同封して発送しますので、届き次第お早めに金融機関で申込みください。

口座振替を行わない場合は、納付書による納付となります。

おやつ代	1か月 1,500円/1人
------	---------------

▶支払方法

毎月5日までに保護者が直接学童クラブに現金でお支払いください。

（おやつ代用封筒に現金を入れ、封筒を指定（学童クラブ貸与）の袋に入れて学童クラブにお持ちください）

(5)延長利用の手続き

学童クラブの開所時間は、午後6時までとなります。ただし、午後6時までに降所ができない場合は、事前の届出により午後7時まで開所時間を延長しています。

▶申請の手続き

（ア）月単位で利用する場合（1か月 1,500円）

学童クラブ延長利用（新規）申請書（様式第6号）を利用する月の前月末までに子育て支援課学童クラブ・児童館係または学童クラブに提出してください。

＊年度単位で申請が必要になりますので、現在学童クラブを利用されている方も、新たに申請する必要があります。

（イ）1回ごとに利用する場合（1回 200円）

学童クラブ延長緊急一時利用申請書（様式第8号）を利用する際に、学童クラブへ提出してください。

※事前に申請することができない場合は、必ず利用日に申請してください。

▶納付方法

延長育成料も育成料と同様に、口座振替による納付をお願いします。

通常の育成料とは引き落とし時期が1か月先送りになりますので、ご注意ください。

（例：4月分延長育成料は、5月分の育成料と同日に振替）

月単位で延長利用していたが、途中で延長利用をやめたい場合はどうするか？



月の途中で延長利用をやめることはできないため、延長利用をやめたい月の前月末までに学童クラブ延長利用（取消）申請書（様式第6号）を、子育て支援課学童クラブ・児童館係または学童クラブに提出してください。

午後6時を過ぎてしまった場合は、時間延長になるのか？

お迎えに来た時間が午後6時を過ぎている場合は、延長扱いとなります。
電車の遅延や事故渋滞などの理由であっても、延長扱いとなりますのでご了承ください。
お迎えに来た際、学童クラブ延長緊急一時利用申請書（様式第8号）の提出が必要となります。
＊時間の確認は、学童クラブの電波時計で確認いたします。

1回ごとの延長利用が月に8回以上となった場合の料金は、どうなるのか？

月単位の延長利用申請を提出していない場合は、回数分の納付となり上限設定はありません。
例えば、月8回利用した場合、 $200円 \times 8回 = 1,600円$ が延長育成料となります。

(6)学童クラブ費用の減免

世帯状況	育成料 (4,000円/月)		延長育成料 (1,500円/月・200円/回)		おやつ代 (1,500円/月)	
	減免の扱い	減免決定後	減免の扱い	減免決定後	減免の扱い	減免決定後
①同一世帯で2人以上の児童が学童クラブに入所している方	最年少の児童を除く児童1人につき1,500円減額	2,500円				
②生活保護世帯	全額免除	0円	全額免除	0円		
③令和8年度住民税非課税世帯	全額免除	0円	全額免除	0円		
④月の全日数欠席（前月末までに届出が必要）	全額免除	0円	全額免除	0円	全額免除	0円

- ▶上記のいずれかに該当する場合は、学童クラブ育成料減免申請書（様式第9号）を提出してください。**提出がない場合は、減額または免除されません**ので、ご注意ください。
- ▶④について、**申請は1ヶ月単位とし、【入所月の欠席】及び【連続2ヶ月以上の欠席】は原則出来ません。**
（入院等やむを得ない事情がある場合は、子育て支援課学童クラブ・児童館係まで御相談ください）
- ▶年度途中で新たに減免理由が生じた場合は、その時点で御提出ください。また、減免理由が変更・消滅した場合は、子育て支援課学童クラブ・児童館係まで御連絡ください。
- ▶育成料が減免の場合でも、おやつ代については支払いが必要になります。
（④の欠席届の届出をした場合を除く）

2.学童クラブでの生活

(1)学童クラブでの過ごし方(一例)

①学校授業日（月曜日～金曜日）

時間	活動
登所後～15:00	学習時間
15:00～15:30	おやつ・片付け
15:30～18:00	自由時間
18:00～19:00	延長育成開始・終了

②学校休業日（土曜日・長期休業期間など）

時間	活動
8:00～9:00	登所・通常育成開始
9:00～	学習・読書時間 (20～30分)
～11:45	自由時間
11:45～13:00	昼食準備・昼食
13:00～	自由時間
15:00～15:30	おやつ・片付け
15:30～18:00	自由時間
18:00～19:00	延長育成開始・終了

(入所説明会)

学童クラブで説明会を行います。決定通知が届いたら、学童クラブへ電話連絡し、日程調整を行ってください。一斉入所受付期間に申請をした方は、学童クラブで行う入所説明会（2月の第1または第2土曜日の予定）に出席してください。

(入退室管理システム「安心でんしょばと」)

「安心でんしょばと」は、メール配信の複合システムです。お子さまの入退室時刻をリアルタイムで伝える「入退室メッセージ」、施設からお知らせを一斉に保護者に送信する「連絡メッセージ」があります。「安心でんしょばと 登録手順書」に沿ってアプリ・メールを登録してください。※詳しい内容は15ページを御確認ください。

(利用予定変更（欠席・早退など）)

欠席、早退など利用予定を変更する場合は、入退室管理システム「安心でんしょばと」上で予定の変更（**当日午前8時まで変更可**）をお願いします。入力締切後は電話（留守番電話可）にて学童クラブに連絡してください。児童からの休みや早帰りの申出は受け付けません。また、学校を休ませる場合も、必ず学童クラブに連絡してください。

なお、休校日及び長期休業期間中の出欠と利用時間の変更については、前日開所日の午後5時までに利用予定の変更入力をお願いします。登所予定児童がいない場合は閉所する場合もあります。

(遊び)

遊びは学童クラブでの生活の中心です。異年齢集団である学童クラブの特性に配慮しながら、少人数での遊び、集団遊び、野外での遊びなど子供たちの状態に合わせて工夫しています。

(学習)

学童クラブでは、学習指導は行いませんが、宿題をしたいという児童への配慮はできるだけ行っています。宿題の確認や答え合わせなどはご家庭でお願いします。

（児童同士のトラブル）

遊びや生活の中では、児童同士の意見が一致しなかったり、わがままがぶつかり合ったり、感情の高ぶりをコントロールできなくなったりしてけんかになることもあります。学童クラブでは、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげることができるよう保護者と連携をしながら援助していきます。

（おやつ）

学童クラブでは市販のお菓子などを提供しています。欠席した日のおやつはお渡しできませんのでご了承ください。アレルギーなどが「有」の場合は、学童クラブ利用前に保護者と面談を実施し、アレルギー対応について確認をします。

（学校が休みの時、給食がないときの昼食）

学期始めや学校休業日などの給食がない日は、お弁当の持参か配食サービスの利用などの対応をお願いします。なお、忘れた場合は、保護者に連絡を取り、持ってきていただきます。

（長期休業期間（春・夏・冬休み）中の配食サービスについて）

長期休業期間中の昼食対応として、事業者による配食サービスを実施しています。時期ごとにお知らせしますので、ご確認ください。

（夏休み前の説明会について）

学童クラブで行う夏休み前の説明会（7月の第1土曜日の予定）は、必ず出席してください。（実施しない学童クラブもあります）

（病気のとき）

児童が感染症の病気（学校保健安全法施行規則第18条に該当する病気・9ページ参照）などにかかった時は、学童クラブを利用することができません。また、学童クラブにいる間に、児童が不調を訴えたり発熱した場合は、その状態により保護者にお迎えにきていただくことがあります。持病・既往症などがあれば、入所時に記入していただく「児童票」に記入してください。

人に伝染する病気（とびひ、頭じらみなど）がある場合のほか、服薬中や予防接種を受けた場合は、学童クラブまで連絡してください。

（服薬について）

学童クラブ職員による服薬管理などはできません。児童が常用している薬がある場合は、自分での服薬を可能にしたうえで、持参してください。薬を飲む時間を連絡いただければ、その時間に薬を飲むよう促します。

（ケガをしたとき）

学童クラブ職員が応急手当できる程度のケガの場合は手当てを行い、お迎え時または入退室管理システム「安心でんしょばと」などで状況をお知らせします。緊急に病院に連れて行かなくてはならないケガの場合は、保護者に連絡（勤務先へ電話させていただくことがあります）の上、学童クラブ職員が近くの病院に連れていくか、救急車を手配する場合があります。

なお、学童クラブ活動中にけがをして医師の治療を受けた場合は、傷害保険の対象になる場合がありますので、学童クラブに相談してください。

（施設・備品の破損）

児童が故意で施設や備品などを破損させた場合、保護者に費用を負担していただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

（持ち物）

次のものを持たせてください。

■毎日

- ・ハンカチ：登所時には必ず持たせてください。

■学校が休みの時・給食がない時

- ・お弁当等（配食サービスを利用する場合は学童クラブにお知らせください）

■入所時

- ・道具箱：色鉛筆、のり、はさみ、学童用筆箱一式、自由帳、折り紙、ドリル、問題集など
- ・着替え1組：靴下、下着など（季節に合ったものを布袋に入れてください）
- ・上履き
- ・汚れた物を入れるビニール袋

*その他、学童クラブによって必要・不要な物があります。学童クラブに確認してください。

*個人の持ち物には、すべて名前を書いてください。

■その他

- ・危険なもの、高価なもの、学校に持って行ってはいけないものは持たせないでください。
- ・お金を持たせての登所はさせないでください。

夏休みや冬休みの利用はできますか？



学童クラブの利用は月ごとであるため、入所したい月の前月15日までに申請をしてください。

空き状況に応じて入所を決定します。※退所する際も手続きが必要です。

学童クラブを欠席する場合は連絡が必要ですか？

欠席や降所時間の変更などは、入退室管理システム「安心でんしょばと」や電話又は口頭でお知らせください。

学校を欠席又は早退されて学童クラブを欠席される場合も御連絡ください。

事故防止のため、児童による申し入れは認めていません。必ず保護者が連絡してください。

育成中に事故・けがなどで負傷した場合の保険はどうなっていますか？

学童クラブでは育成中に児童が事故・けがなどで負傷した場合に備え、傷害保険に加入していますが、その保障は見舞金の給付を内容とするものです。医療費や看護などに伴う保護者の休業損害を補償するものではありません。なお、児童同士のけんかなどトラブルによる負傷は保険対象外となります。また、登所時（学校→学童クラブ）の事故・けがなどは学校管理下での保障（日本スポーツ振興センター災害共済給付制度）となりますので、学童クラブ及び学校へ報告をお願いします。

(2)学童クラブを利用できない場合

▶ 仕事が休みなどで、保護者が家にいる時

例：お母さんは仕事で、お父さんがお休みの場合は、学童クラブは利用できません。

▶ 児童の体調が悪い時（学童クラブに来てから具合が悪くなった場合は、保護者の緊急連絡先又は就労先などに連絡をしますので、お迎えをお願いします）

▶ 学級閉鎖の時（本人が健康でも登所はできません）

▶ 児童が感染症の病気（学校保健安全法施行規則第18条に該当する病気）などにかかった時（対応は学校に準ずる）

参考

学校保健安全法施行規則第18条における感染症

学校は、児童生徒などが集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすこととなる。そのため、学校保健安全法施行規則により学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準などを規定している。

種別	感染症の種類（第18条）	出席停止期間（第19条）
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症法第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで（かさぶたになるまで）
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	結核、侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎（※1）その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※1：「その他の感染症」の例

感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・伝染性紅斑（りんご病）など

参考：「学校において予防すべき感染症の解説」（令和5年度改訂）

(3)登所・降所

学童クラブでは、児童の送迎は行いませんので、保護者の責任で登・降所をお願いします。放課後は、学校から学童クラブへ直接登所するようお願いします。

学校休業日の開所時間は午前8時からとなります。登所する場合は、午前8時から午前9時の間に学童クラブに到着するようお願いします。(午前8時より前に学童クラブに到着することは御遠慮ください)

学童クラブにおける登・降所の把握は、児童の安全管理上、とても重要になります。予定外の登・降所があった場合は、保護者に連絡を取らせていただくことがあります。緊急性を伴うこともあるかと思いますので、電話が取れなかった場合は、速やかに折り返しの電話をお願いします。もし、緊急時に連絡が取れない場合は、勤務先に連絡させていただく場合がありますので、御承知おきください。

また、安全面から、児童1人での降所を避けていただく為、

原則、保護者のお迎えをお願いします。

(※送迎については11ページを御確認ください)

万が一、開所時間内にお迎えに来られない場合や閉所後のお預かりを希望する場合は、羽村市社会福祉協議会（電話042-554-0304）が実施しているファミリーサポート事業の利用や、親族のお迎え、明るい時間帯に帰る（一人降所）などの対策を考えてください。

午後7時以降はお預かりすることはできません。

午後7時までに保護者のお迎えができない場合は、まず次の手段を考えてください。

- 1.親族などとの降所（中学・高校生のお迎えは午後6時まで）
- 2.兄弟（小学生）、学童クラブ入所中の友達との降所
（ただし、午後5時30分（冬は午後5時）まで）
- 3.「ファミリー・サポート・センター」（羽村市社会福祉協議会）の利用



どの手段も無い場合

<1人での降所>

「4月～9月（夏時間）は午後5時30分」「10月～3月（冬時間）は午後5時」までは、1人で降所することができます。

*事前に「一人降所届出書」を、学童クラブに提出する必要があります。

(習い事などについて)

*小学校を下校してから直接習い事などに行く場合は、その後の学童クラブへの登所はできません。

×：学校→習い事→学童クラブ ○：学校→学童クラブ→習い事

○：（夏休みの再登所）学童クラブ→学校（又は習い事）→学童クラブ

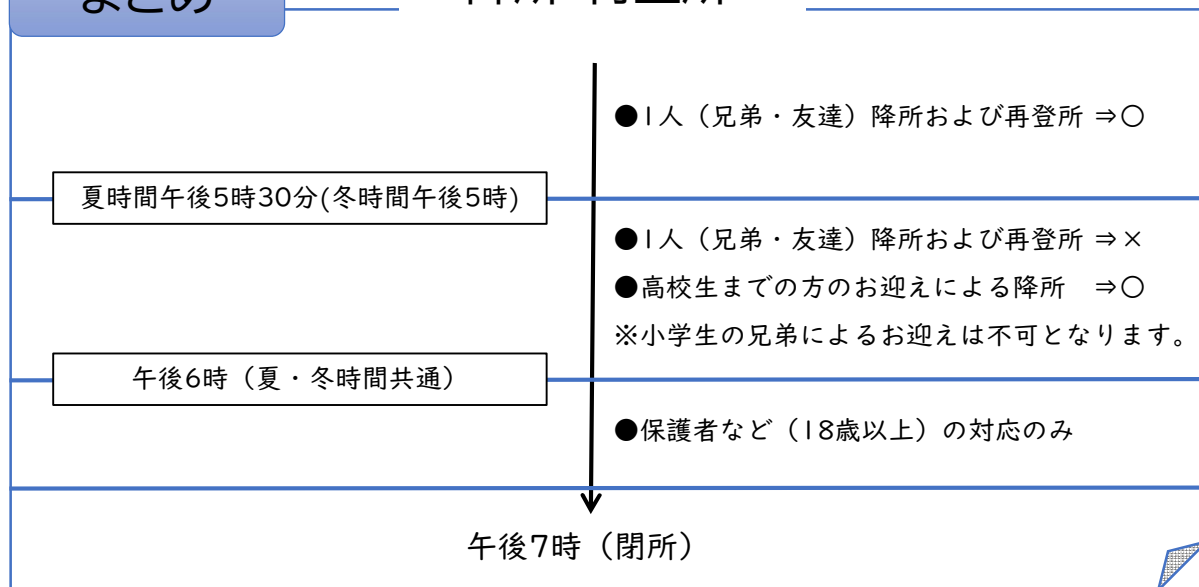
*習い事などの荷物（ランドセルも含む）を、学童クラブに預けておくことはできません。

（一時外出）

＊学童クラブに登所後、外出し、戻ってくる「一時外出」については、夏季休業期間中に学校で実施される授業やプール、放課後等デイサービスの通所や塾・習い事に限り、保護者による事前申請があった場合に対応します。なお、送迎などの対応については、「降所」時と同様の取り扱いとなります。

まとめ

《降所・再登所》



（保護者の送迎）

児童の送迎については、専用の十分な駐車スペースの確保が困難なことから、**原則、徒歩または自転車でのお迎え**をお願いします。

雨の日などでやむを得ず車で送迎する場合、各学童クラブ指定の駐車方法をお願いします。

近隣のコンビニや店舗等への駐車、学童クラブ周辺道路での路上駐車をされますと、近隣及び交通への御迷惑となります。指定の駐車方法以外での駐車はしないでください。

下校時、学校から一度自宅に帰った後に学童クラブに登所することはできますか？

授業終了後は、学校から直接学童クラブに登所していただくことになります。

下校時、学童クラブの職員に学校へ児童を迎えに行ってもらうことはできますか？

原則、児童が自分で学童クラブへ登所していただくことになります。

(4)災害・緊急時の連絡手段

災害発生直後は、保護者からの安否確認の連絡が殺到し、電話が非常につながり
 難い状況となることが想定されます。つきましては、災害発生時の混乱を防ぐため、
 「学童クラブ→保護者」の一方通行の連絡を基本とし、保護者への連絡手段は下記
 のとおりとします。

- ▶入退室管理システム「安心でんしょばと」にて連絡
- ▶羽村市公式サイト
- ▶災害用伝言ダイヤル（NTTが提供する171）

※災害用伝言ダイヤルの利用には学童クラブの電話番号が必要です。



◀図1 伝言ダイヤルの利用方法

(5)保護者への児童の引き渡し方法

大規模災害時は、災害の状況により、学童クラブに留めておくか、避難所に避難
 するか判断します。避難する場合、学童クラブの支援員は児童を引率して市の一時
 （いっとき）集合場所に避難してから指定緊急避難所へ避難します。下記の状況で
 は、保護者への引き渡しを原則としますので、引き渡し方法を確認してください。

- ▶震度5弱以上の地震が発生した場合
- ▶何らかの被害などにより事業の継続が困難な場合や避難所へ避難した場合

【引き渡し方法】

児童の引き渡しができる対象者は、児童票に記載いただいた18歳以上とします。
 「災害時児童引渡しカード」（最終ページに添付）を持参し、学童クラブ職員へ渡
 してください。なお、児童票に名前がない方が引き取りに来た場合は、保護者に連
 絡し、引き渡しの許可が取れた場合は児童を引き渡します。保護者と連絡が取れな
 い場合は、児童と一緒に待機してもらいます。

〇〇学童クラブ 災害時児童引渡しカード	
引き渡し日	月 日 ()
引き渡し時刻	;
学校名	
学年	
児童氏名	
引き取り者氏名	
児童との続柄	
引き渡し職員サイン	
責任者サイン	

◀図2 引渡しカード（例）

(6)風水害時(台風・大雨・大雪など)の学童クラブの開・閉所について

台風や大雨・大雪や熱中症特別警戒アラートにより、学校が休校や授業時間の短縮などの対応をした場合、基本的には児童の安全を確保するため可能な限り自宅待機をお願いします。

なお、学童クラブの対応については以下のとおりとなります。

【小学校休校に伴う対応】

○風水害時(台風・大雨・大雪など)

▶「前日」「当日」を問わず、小学校の休校が決定した場合…午前8時開所

▶「前日」「当日」に2時間遅れて学校が始まる決定がされた場合

午前8時から開所し、登校時間に学童クラブから集団登校となります。登校時間に天候が悪化して外に出ることが危険と判断した場合は、学童クラブで待機します。

※特別支援学級に通うなど、学区外の児童の場合は、学校と協議の上対応します。

▶緊急時(台風・大雨・大雪)の警戒レベルが高くなった場合

別途、臨時閉所の決定を行います。

※緊急時(台風・大雨・大雪)において、仕事を休むなど、家庭での対応が可能な場合は、家庭での養育をお願いいたします。

※仕事により家庭での養育が出来ない場合、上記のとおり学童クラブにて対応します。

なお、登所・降所時の児童の安全を確保するため、**保護者等の送迎による職員への直接の引渡しを必須とします。**(「一人登所」「一人帰り」も禁止)

○熱中症対応について

▶熱中症特別警戒アラートが発表された場合…午前8時開所

▶東京都独自の暑さ情報(東京暑さマップ)が発表された場合

学校の実施状況に応じて開所します。

※いずれも小学校長期休業期間中は午前8時から開所となりますが、緊急時(台風・大雨・大雪)と同様に、児童の安全を第一に考え、**保護者等の送迎による職員への直接の引渡しを必須とします。**

【緊急時(台風・大雨・大雪)の警戒レベル毎の対応】

①学童クラブ開所前

警戒レベル	内容	発表・発令者	学童クラブの対応
1	早期注意情報	気象庁	通常通り開所
2	注意報		
3	高齢者等避難	羽村市	臨時閉所 (開所時間までに警戒レベル3以上の発令が想定される場合も同様)
4	避難指示		
5	緊急安全確保		

※臨時閉所する場合は、原則として前日の学童クラブ開所時間中（日曜・祝日の場合は午後6時頃まで）に決定します。

※一度、臨時閉所を決定した後は、仮に開所時間までに警戒レベル3以上が発令されなかった、または、開所時間までに発令が解除されたとしても終日閉所とします。

②学童クラブ開所後

警戒レベル	内容	発表・発令者	学童クラブの対応
1	早期注意情報	気象庁	通常通り開所 (ただし、運営中に警戒レベル3以上となることが見込まれる場合は、早めのお迎えを依頼)
2	注意報		
3	高齢者等避難	羽村市	引渡し（保護者等にお迎えの依頼）
4	避難指示		児童の安全を確保（状況に応じて所定の避難場所に避難）した後、保護者等に引渡し
5	緊急安全確保		

【緊急時の保護者への連絡方法】

学童クラブの開所・閉所に関するお知らせや、警戒レベルが高まった際の児童のお迎えを依頼するなどといった連絡は、入退室管理システム「安心でんしょばと」などを活用して保護者の皆様にお知らせいたします。

「安心でんしょばと 登録手順書」に沿ってアプリ・メールを登録してください。

【その他】

大雪特別警報が発表された場合（発表されることが想定される場合も含む）についても、原則として、警戒レベル3以上と同様の対応となります。

■内容

- ・学童クラブでは、お子さんが学童クラブ内の機械に専用ICカードをタッチすることで、入退室時間が自動で記録され、保護者のスマートフォン等に通知が届きます。
- ・出欠席に関する連絡など、学童クラブと保護者間の連絡がアプリ内で可能になります。
- ・個人情報厳格に管理し、セキュリティ対策を講じています。

■登録方法

入所決定後に配布する「登録手順書」を御参照の上、ご自身のスマートフォン等に「安心でんしょばと」アプリをダウンロード・登録をお願いいたします。

登録手順に関して御不明な点や御質問等がございましたら、「登録手順書」に記載のサポートページを御活用ください。

■利用予定について

学童クラブの出席や退室時間・欠席予定等を事前にアプリで入力していただく必要があります。入力方法については下記を御参照ください。

■利用予定入力方法について

※利用予定は**当日の午前8時まで**入力・修正可能です。当日8時以降の変更連絡については、学童クラブへ直接お電話ください。

①「安心でんしょばと」アプリの「マイページ画面」から「利用予定」を選択。

②「デフォルト設定」から毎週の利用予定を入力。

★入力項目について

【入室時刻】：**何も入力せず空欄のまま**にしてください。

【退室時刻】：**降所予定時間**を選択してください。

【備考設定】：以下から選択してください。

・利用する曜日：「保護者迎え」や「一人帰り」など該当する項目

・**欠席する曜日：「欠席」**

※「デフォルト設定」は毎週の基本パターンを登録する機能です。個別の変更・修正が必要な場合は、カレンダーからや「選択日一括設定」「期間指定入力」でも対応可能です。詳しくは「利用予定ツール操作ガイド」を御参照ください。

※カレンダーは、3ヶ月以内まで確認可能です。

(7)その他(羽村市における「こどもの居場所」について)

【児童館】

児童館は、0歳から18歳までのお子さんを対象とした地域の「こどもの居場所」です。プラネタリウムやアスレチックなど特徴がある児童館が市内に3館あります。学童クラブを終えた子供たちが地域でたくさんのお友達と出会い、遊ぶことができます。積極的に児童館をご活用ください。

▶利用時間：4月～9月 午前9時～午後5時

10月～3月 午前9時～午後4時30分

※午前11時45分～午後1時は「飲食コーナー」のみ開放

子供だけでも
食事可
(就学前のお子さんは保護者同伴)

■中央児童館（プラネタリウム） 羽村市羽中3-6-19 （電話 042-554-4552）

休館日：金曜日（祝日の場合は開館）・年末年始

■西児童館（DVDルーム） 羽村市小作台5-28-3（電話 042-554-7578）

休館日：火曜日（祝日の場合は開館）・年末年始

■東児童館（アスレチック） 羽村市神明台3-30-2（電話 042-570-7751）

休館日：木曜日（祝日の場合は開館）・年末年始

【放課後子ども教室「はむらっ子広場」】

「はむらっ子広場」は、**小学校1年生から6年生を対象**に子供たちの放課後の自主的な活動をサポートするため、小学校の施設を利用し、安全で健やかな活動場所を提供するもので、地域の方々などの協力を得て、遊び、自己学習などの支援、地域文化の伝承など、各校独自の事業を展開していくものです。また、安全管理面でも指導員を配置し、安心して活動できる場としています。

(担当課：生涯学習推進課)

▶実施日（学期中の放課後）

火曜日・木曜日・・・羽村東・羽村西・松林・小作台

火曜日・金曜日・・・武蔵野

水曜日・金曜日・・・栄

月曜日・水曜日・金曜日・・・富士見

※祝日、年末年始や振替休日、給食がない日などは実施しません。

※新1年生の参加は6月からとなります。

▶実施場所 小学校の空き教室や校庭・体育館などで実施

▶実施時間 夏時間（4月～9月） 授業終了時から午後5時まで

冬時間（10月～3月）授業終了時から午後4時30分まで

▲登録申請フォーム

（ただし、11月～1月は、午後4時まで）

▶実施内容 宿題や読書など個人の学習活動後、校庭・体育館などを利用した遊びやスポーツ

▶申込み 右記二次元コードより事前登録してください。

※新1年生は学校で開催する「保護者会」にてリーフレットなどの配布と説明があります。

※「学童クラブ」とは異なり、**申込みをすれば、原則だれでも参加できます。**



学童クラブ在籍児童も放課後子ども教室「はむらっ子広場」に参加することができます。なお、「はむらっ子広場」に参加してから学童クラブに参加する場合は、**前日までに入退室管理システム「安心でんしょばと」又は電話連絡（留守番電話可）にて学童クラブまでお知らせください。**また、当日の朝、お子さんにも伝えてください。

▶「はむらっ子広場」に参加した場合の流れ

①授業終了後、「はむらっ子広場」の教室へ

②「はむらっ子広場」に参加し、学童クラブに参加することを「はむらっ子広場」の指導員に伝える。

③「はむらっ子広場」終了

④下校

⑤学童クラブへ登所し、保護者のお迎えを待つ。

はむらっ子広場に参加するには「連絡カード」が必要です。

【プリモホールゆとろぎ(羽村市生涯学習センター)】

夏休み期間中、創作室1または2を「学習の場」「フリースペース」として開放しています。

(担当課：生涯学習推進課)

▶実施場所 プリモホールゆとろぎ（電話：042-570-0707）

▶対象 限定なし

▶実施期間 7月下旬～8月末

▶実施時間 午前9時～午後5時

▶実施内容 学習の場…学習、宿題など / フリースペース…ゲーム、おしゃべり、食事可

3.学童クラブの入所申請

(1)学童クラブに入所できる児童

下記の（ア）（イ）すべて満たす児童

（ア）市内在住の小学校（私立、国立などを含む）1年生～3年生

※加配職員の支援が必要と認められる児童は、6年生まで入所できる場合があります。

（イ）保護者の労働（週3日以上かつ1日あたり4時間以上）などにより、放課後家庭において適切な養育を受けられない児童。

(2)入所の申請期間

▶年度当初（4月入所）

【1次】令和8年11月 1日（日）～令和8年11月15日（日）

【2次】令和8年11月16日（月）～令和9年 1月15日（金）

【3次】令和9年 1月16日（土）～令和9年 3月15日（月）

※現在入所している児童も、継続して入所を希望する場合は、新たに申請が必要です。

※5月以降に入所を希望する方は、4月に入ってから申請をお願いします。

※入所決定は1次・2次・3次のそれぞれで行います。定員に達した場合は入所できない場合がありますので、お早めに申請してください。

※申請時に学童クラブ育成料などに未納がある場合は、入所申請時までに納付してください。
未納がある場合、入所審査の優先順位が低くなります。

▶年度途中（5月入所～翌年3月入所）

入所を希望する月の前月15日まで

※学童クラブの利用を希望する月よりも前の月に入所することは原則出来ません。

(3)申請方法

申請方法は次の2つです。申請前に必要書類（18・19ページ）をご準備ください。

▶オンラインでの申請

市公式サイトから申請フォームにアクセスし、必要事項を入力し、
必要書類（就労証明書など）を撮影・添付（又はPDFを添付）して
送信してください。オンライン申請は24時間受付できます。



※最終受付日の23時59分までに送信完了した分が受付対象となります。 ▲市公式サイト

▶市役所窓口での申請

受付場所：子育て支援課学童クラブ・児童館係（市役所西庁舎 2階4番窓口）

受付時間：午前8時30分～午後5時（土日・祝日を除く）

※年度当初申請のみ、臨時受付あり

①11/13(金)午後5時～午後7時

②11/14(土)午前8時30分～午後5時（午前11時45分～午後1時を除く）

※郵送・メールは不可です。

(4)提出書類と入所要件

▶準備する書類

①入所申請書（窓口申請をする場合のみ）

申請書は児童1人につき1枚必要です。

オンライン申請の場合は、申請フォームに必要項目を入力します。

②入所要件に沿った必要な書類

- ・申請には保護者の学童クラブを必要とする事由（要件）が必要です。

要件の詳細と必要な書類は下記の「入所要件」をご確認ください。

- ・なお、同居している18歳～65歳未満の方（大人）も要件に関する書類が必要です。

また、提出書類がない場合や要件のない方がいる場合、申込みは可能ですが、調整指数により減点の対象となります。

※各世帯・就労されている方全員の書類を必ずご用意ください。

※必要な書類は、1世帯各1部の提出でかまいません。

※学童クラブ、保育園等どちらも申請する場合は、それぞれに就労証明書が必要です。

事前にコピーをご用意いただき、保育・幼稚園係に原本、学童クラブ・児童館係にコピーをご提出下さい。

【具体例】

就労証明書：父親・母親、同居する65歳未満の祖父母、働いている兄弟等
⇒それぞれ各1部

③減免申請書

5ページ「学童クラブ費用の減免」に該当する方

オンライン申請の方は、減免申請書を記入し、撮影し添付（又はPDFを添付）して送信してください。

▶入所要件

要件	要件の詳細	必要な書類
□就労	●就労のため (1) 1日4時間以上の勤務 (休憩を除く) (2) 週3日または月12日以上勤務 (日曜日は除く) ※(1)(2)をすべて満たすこと	○就労証明書 ・証明日から3か月以内のもの ・変則勤務の方は、シフト表やタイムカードの写しを添付してください ※就労証明書の提出がない場合は求職事由の扱いとなります。
□就労 (自営)	※内定で申込をした場合は、学童クラブ利用開始後、1か月以内に再度就労証明書を提出してください(期日までに提出できない場合は、退所となります)	○就労証明書 ・上記と同様 ○税申告書など ・自営業の方は、事業をされていることが分かる書類(開業届や確定申告のコピーなど)を添付してください

要件	要件の詳細	添付書類
□妊娠 出産	●母親の出産のため ※出産予定月とその前後2か月の合計5か月 ※その後、他の要件に該当しない場合は退所	○母子手帳の写し ・表紙と出産予定日が確認できる部分のコピー
□保護者の 疾病	●疾病、負傷などにより昼間家庭での 養育が困難なため	○診断書 ・羽村市の様式をご利用ください。 （必要な場合は、子育て支援課学童クラブ・児童館係までご相談ください） ・養育が困難な状況、傷病名、期間が記載されたもの ・発行日から1年以内のもの
□保護者に障害が ある時	●障害などにより昼間家庭での養育が 困難なため （１）身体障害者手帳（１～４級） （２）精神障害者保健福祉手帳 （１～３級） （３）愛の手帳（１～４度） ※（１）～（３）いずれかを満たすこと	○手帳の写し ・身体障害者手帳：手帳番号、本人欄、障害名、交付履歴などが確認できる部分のコピー ・その他：手帳番号、本人欄が確認できる部分のコピー
□介護・ 看護など	●保護者の家族が介護（要介護３以上が対象）・看護により、昼間家庭での養育が困難なため （１）週３日以上、１日４時間以上の介護・看護を常態としている （２）介護・看護を必要とする方が入院もしくは施設に入所していない ※（１）（２）をすべて満たすこと	○介護、看護状況申告書 ・羽村市の様式をご利用ください。 （必要な場合は、子育て支援課学童クラブ・児童館係までご相談ください） ○介護、看護を受けている方の診断書または障害者手帳などのコピー、介護保険被保険者証のコピーなど ・診断書は羽村市の様式をご利用ください。 ・診断書は発行日から1年以内のもの
□就学	●保護者が就学、職業訓練などに通うことにより、昼間家庭での養育が困難なため ※週３日以上、１日４時間以上の通学を常態としていること	○在学証明書、学生証 ・学校名、本人欄、交付年月日（記載がある場合）が確認できる部分のコピー ○時間割のわかる資料、カリキュラム一覧表など
□求職活動	●保護者が求職中のため ※入所後3か月以内に、週３日以上、１日４時間以上の労働を常態とした仕事を始めることが条件です。 ※就労の決定後は、すみやかに就労証明書を提出してください（期日までに提出できない場合は、退所となります）	不要

※「災害復旧にあたる場合」や「上記に掲げるもののほか、明らかに昼間家庭での養育ができないと市が認める場合」も要件にあたります。該当する場合はご相談ください。

※育児休業取得中で学童クラブの入所申請をした場合は、入所が決定した月の翌月１日までに育児休暇から復職することが条件です。ただし、翌月１日が休業日の場合は、翌営業日までとなります。就労証明書には「復職予定日」を明記の上、申し込みをしてください。また、職場復帰後、入所月の翌月末までに復職証明書（羽村市の様式をご利用ください）を提出してください。

4.入所申請の流れ

必要な書類をそろえる

必要な書類を
提出期限に間に合うようにそろえる。
(必要な書類などは18・19ページ参照)

入所申請書類の提出

必要な書類をそろえて、「窓口申請」
又は「オンライン申請」にて提出
※書類がそろっていないと、受付がで
きません。
※オンライン申請完了後、受付完了
メールが届きます。

オンライン申請

窓口申請

入所審査

子育て支援課学童クラブ・児童館係で
審査を行います。

入所決定通知の送付

郵送にて通知します。

★一斉入所受付期間に申請した方は、
1月中旬以降に順次発送予定です。な
お、減免・免除の承認通知は4月下旬
になります。

入所説明会の実施

学童クラブで説明会を行います。決定
通知が届いたら、学童クラブへ電話連
絡し、日程調整を行ってください。

★一斉入所受付期間に申請をした方は、
決定通知にて入所説明会の日程を同封
します。2月の第1または第2土曜日に
開催予定です。

学童クラブ登所

(1)審査について

4月入所については、第1次入所受付期間に申請された方を優先に審査し、判定指数の高い方から入所を決定します。

(2)入所保留(待機)になった場合

申請者数が定員を超えた場合は入所保留となります。申請している学童クラブに空きが出た場合は、月毎に審査し判定指数の高い方から入所を決定します。

(3)入所基準(判定指数)

就労証明書など、申請の際に提出された書類や家庭状況から「学童クラブ入所基準表」(22ページ)をもとに点数をつけ、優先順位を決定します。優先順位の高い世帯から順に学童クラブへ入所できるよう審査を行っています。

入所申請に必要書類を準備する「保護者」とは？

保護者とは「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者」と定義されています。具体的には、父・母やひとり親の場合は同居しているひとり親のパートナーも含みます。



保護者の他、祖父母と同居しています。祖父母等にも学童クラブを必要とする事由が必要ですか？

65歳未満であれば必要です。同居している場合は、祖父母に限らず全員分の必要書類を提出してもらう必要があります。書類提出がない場合、申込みはできますが減点の対象となります。

同じ住所に離婚が成立していない配偶者がいる場合の取り扱いはどうなりますか？

同居所に離婚が成立していない配偶者がいる場合は、各種書類の提出が必要になります。ただし、離婚調停中の場合は、そのことが証明できる書類を提出することで、学童クラブを必要とする事由の証明書に替えることができます。また、離婚が成立していても、元配偶者と同居している場合は各種書類の提出が必要になります。

窓口で申請する場合で、兄弟姉妹が同時に申請をする際、書類はすべて児童数分必要ですか？

申請書は児童数分必要ですが、就労証明書などの要件書類は共通の1部で構いません。また、就労証明書は保育園等申請書と兼用できます。同時期に申請する場合は、事前にコピーを取っていただき、それぞれにご提出ください。

学童クラブ育成料又は延長育成料に未納があります。継続して学童クラブに通うことができますか？

学童クラブ育成料や延長育成料などに未納がある場合は、入所申請時までに納付してください。未納がある場合には入所審査の際、優先順位が低くなり、希望の学童クラブに入所できない場合があります。

羽村市学童クラブ入所基準表
1 から 3 の基準に基づき判定指数を算定し、その高い順に入所決定をする。

1 保護者の状況

番号	保護者の就労状況等			判定指数	入所期間	
	類型	細目				
1	就労 (家内労働を除く。)	週5日以上	1日7時間以上	10	入所を希望する期間	
			1日6時間以上7時間未満	9		
			1日4時間以上6時間未満	8		
		週4日以上	1日7時間以上	9		
			1日5時間以上7時間未満	8		
			1日4時間以上5時間未満	7		
		週3日以上	1日7時間以上	8		
			1日4時間以上7時間未満	7		
		その他	上記に掲げるもののほか、勤務の態様から明らかに昼間家庭での養育ができないと認められる場合	6		
2	家内労働	週3日以上、かつ、1日4時間以上		7	入所を希望する期間	
3	不存在	死別、離別、行方不明、拘禁等		10	入所を希望する期間	
4	出産	出産前後		8	出産予定月を中心に5月以内	
5	疾病・障害	疾病	入院（入院内定者を含む。）	10	入所を必要としなくなる月まで	
			居宅内	常時病臥		10
				精神性・感染症		10
				一般療養		8
		障害	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度から3度まで 精神障害者保健福祉手帳1級・2級	10	入所を希望する期間	
			身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	8		
			身体障害者手帳4級	7		
6	看護・介護	病院等付添	週3日以上、かつ、1日4時間以上の付添	10	入所を必要としなくなる月まで	
		自宅付添・介護	寝たきり状態又は重度の障害者等の親族の常時の看護・介護	9		
			上記以外の介護	6		
7	災害	火災等により損傷した家屋の修理その他災害復旧に当たる場合		10	入所を必要としなくなる月まで	
8	特例	週3日以上、かつ、1日あたり4時間以上の就学、職業訓練等を行う場合		7	入所を必要としなくなる月まで	
		昼間求職活動を常態として行う場合		6	90日を限度とし、入所を必要としなくなる月まで	
		上記に掲げるもののほか、明らかに昼間家庭での養育ができないと認められる場合		6	入所を必要としなくなる月まで	
備考 1 保護者の状況については、父と母の判定指数を比較していずれか低い方を適用する。 2 保護者の就労状況等については、1人2項目以上に該当する場合はそれらのうち判定指数が最高の項目を適用する。 3 入所期間については、入所申請のあった当該年度を限度とする。年度途中の申請の場合も同様とする。						

2 児童の状況

番号	細目	判定指数	備考
1	小学校 1 学年在学	10	
2	小学校 2 学年在学	8	
3	小学校 3 学年在学	6	

3 調整指数（児童を取り巻く環境等特別な事情）

番号	細目	判定指数	備考
1	ひとり親世帯（長期単身赴任を含む）	+ 3	保護者に加算
2	同居の祖父母がいる場合。ただし、当該祖父母が就労中又は身体的、年齢的（満65歳以上）に養育ができない場合を除く。	− 5	保護者に加算
3	入所申請の際、3か月以上の育成料の未納がある場合（退所児童を含む）	− 5	保護者に加算
4	身体障害者手帳又は愛の手帳を保有する児童	+ 6	児童に加算
5	上記 3 に該当しない児童で医師による心身に障害の診断をされた児童	+ 6	児童に加算
6	虐待や家庭内にDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童	+ 6	児童に加算

5.特別な支援を要する児童の入所について

羽村市では、障害などにより学童クラブの育成上特別な支援が必要な児童の受入を、各学童クラブで行っています。入所については、学童クラブ登所時や集団生活の中で児童を安全にお預かりするために、障害などの程度や育成支援方法、施設の状況などを総合的に考慮したうえで決定します。新規申込みの方については、入所申請の際に、子育て支援課学童クラブ・児童館係に相談してください。また、安全な受け入れのために学童クラブ職員が現在通学・通園している施設や以前通学・通園していた施設などに伺い、児童の日頃の活動状況を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

（加配対応職員の配置）

下記児童については、加配対応職員を配置し、学童クラブでサポートをしています。なお、配置については支援が必要な児童2人につき職員1人を加配します。

特別支援学校・特別支援学級に在籍の児童、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（以下より各種手帳と呼びます）を所持している児童又は、各種手帳などを所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センターなどの公的機関の意見によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童

（登所・降所について）

学校から学童クラブへの登所は、保護者の方の責任でお願いしています。学童クラブ職員による送迎はありません。また、児童の安全面から降所時は保護者のお迎えをお願いします。
※一人降所は原則禁止です。

（医療的ケアを要する児童について）

医療的ケアを必要とする児童については、事前に子育て支援課学童クラブ・児童館係にご相談ください。

（放課後等デイサービスを利用される場合）

学童クラブと放課後等デイサービスは、併用することができます。連携が必要となりますので、放課後等デイサービスを利用される方は、学童クラブまたは子育て支援課学童クラブ・児童館係にご相談ください。

参考

放課後等デイサービスとは

就学中の障害児に、授業の終了後または休日に生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行うサービスです。

問合せ：障害福祉課障害者支援係 042-555-1111 内線185

（「就学支援シート」（羽村市教育委員会提出）を活用した方）

小学校同様に、学童クラブでの育成支援を考慮する上でも、大切な内容が記載されています。就学前に「就学支援シート」を活用した方は、学童クラブにコピーを提出してください。

就学支援シート▶

就学支援シート (はばたきファイル シート④)	
お子さんの楽しい 学校生活のために	
【注】本シートは、障害のある児童が、安心して学校生活を送るための支援を行うために、各学校で活用されています。各学校の状況に応じて、必要に応じて活用してください。また、各学校の状況に応じて、必要に応じて活用してください。また、各学校の状況に応じて、必要に応じて活用してください。	
（児童の氏名） お子さんの氏名	（性別） 男 女
（生年月日） 生年月日	（学年） 学年
（住所） 住所	（電話番号） 電話番号
（保護者の氏名） 保護者の氏名	（職業） 職業
（学童クラブ） 学童クラブ	（学童クラブ） 学童クラブ
（学童クラブ） 学童クラブ	（学童クラブ） 学童クラブ
（学童クラブ） 学童クラブ	（学童クラブ） 学童クラブ
羽村市教育委員会	

6.入所(申請)後に必要な手続き

次の変更があった場合は、手続きが必要です。

対象	提出など	提出期限
就労・転職した場合（退職日の翌月中までに再就職が決まっている場合）	就労証明書	変更があった月の翌月末日
提出済みの就労証明書の内容（社名、勤務地、就労形態、就労日数、就労時間など）に変更があった場合		
退職した場合・・・（注1）	家庭状況 変更申出書	
疾病などで休職した場合	診断書（要件を満たす記載があるもの）	
産休取得・出産予定の場合	母子手帳の 写し	出産予定日の 前々月末日
その他入所要件を変更する場合	市窓口へ 相談してください	変更があった月の 翌月末日
入所要件を証明する添付書類（診断書、手帳など）の内容に変更があった場合	添付書類の 再提出	
提出済みの「学童クラブ入所申請書」の内容に変更があった場合・・・（注2）	家庭状況 変更申出書	変更があった月の 末日
住所変更（別居などを含む）		
結婚や離婚などによる申請者（保護者）の変更		
児童の障害（有無）の変更や特別支援学校や特別支援学級への転学		
出生・転居などによる児童の同居者の変更		

対象	提出など	提出期限
入所を希望する学童クラブの変更	家庭状況 変更申出書	変更を希望する月の 前月20日まで
延長（月単位）を利用または取り消す場合	学童クラブ延長 利用申請書	利用（取消）を希望 する月の前月末
延長（一回単位）を利用する場合	学童クラブ延長緊急一 時利用申請書	利用時にその場で学 童クラブに提出
退所する場合	退所届	希望する月の 前月末
1か月単位で「欠席」する場合・・・（注3）	・学童クラブ欠席届 ・学童クラブ育成料 減免申請書	希望する月の 前月末
減免理由（生活保護など）が発生した場合	学童クラブ育成料 減免申請書	変更があった月の 末日
減免理由（生活保護など）が無くなった場合	学童クラブ育成料 減免理由消滅届	

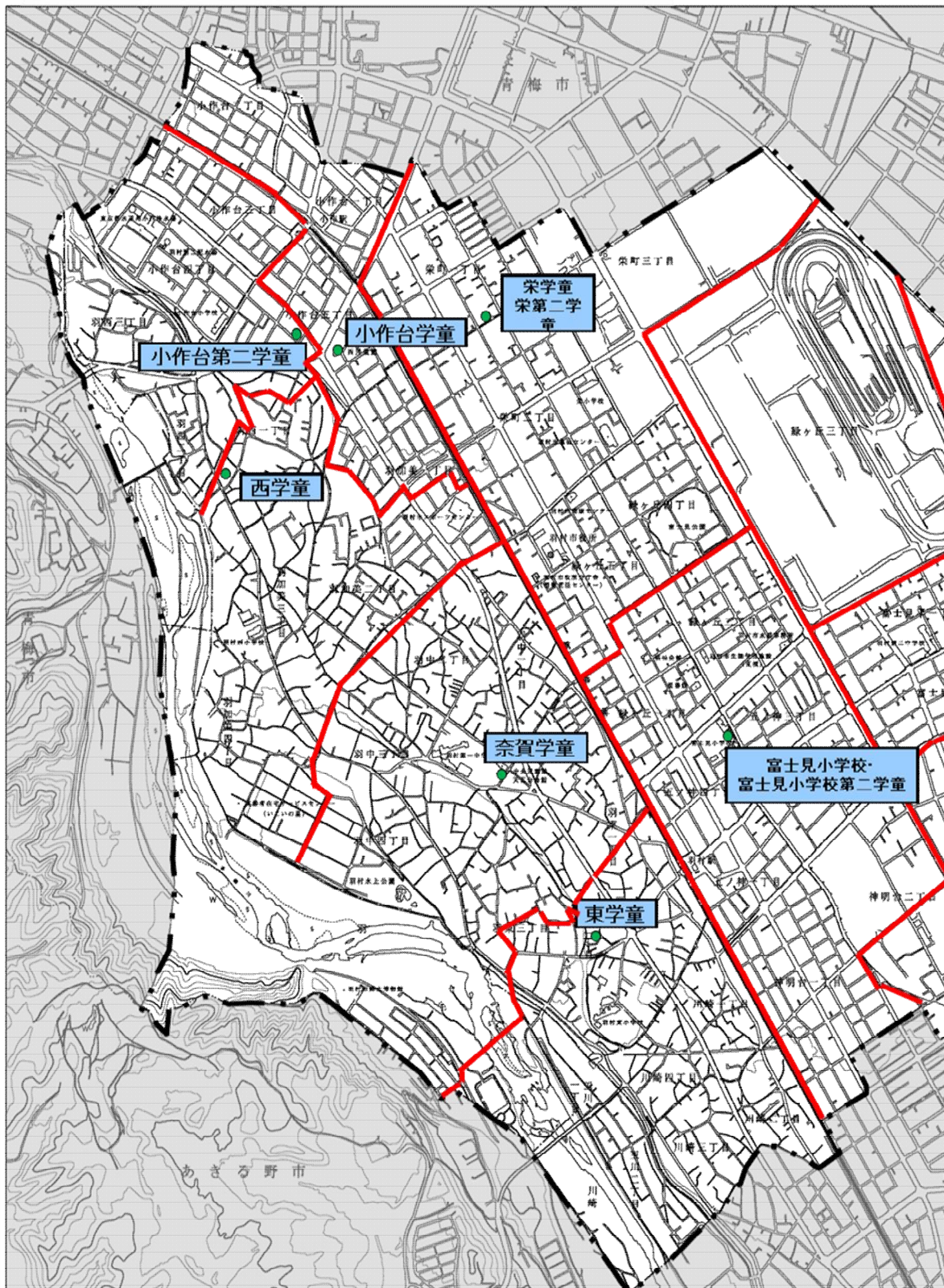
注1…入所要件がなくなります。引き続き学童クラブを希望する場合は、求職活動を行い、90日以内に新しい就労証明書を提出していただく必要があります。

注2…変更の連絡がないと、児童に万一のことが起こった場合に早急な対応ができません。必ず届出してください。
世帯構成に変更がある場合、「入所要件」及び「育成料の減免」に影響が出る場合があります。事前に子育て支援課学童クラブ・児童館係にご相談ください。

注3…前月までに提出してください。
届出がなく欠席した場合は、その月の育成料及びおやつ代は免除されません。

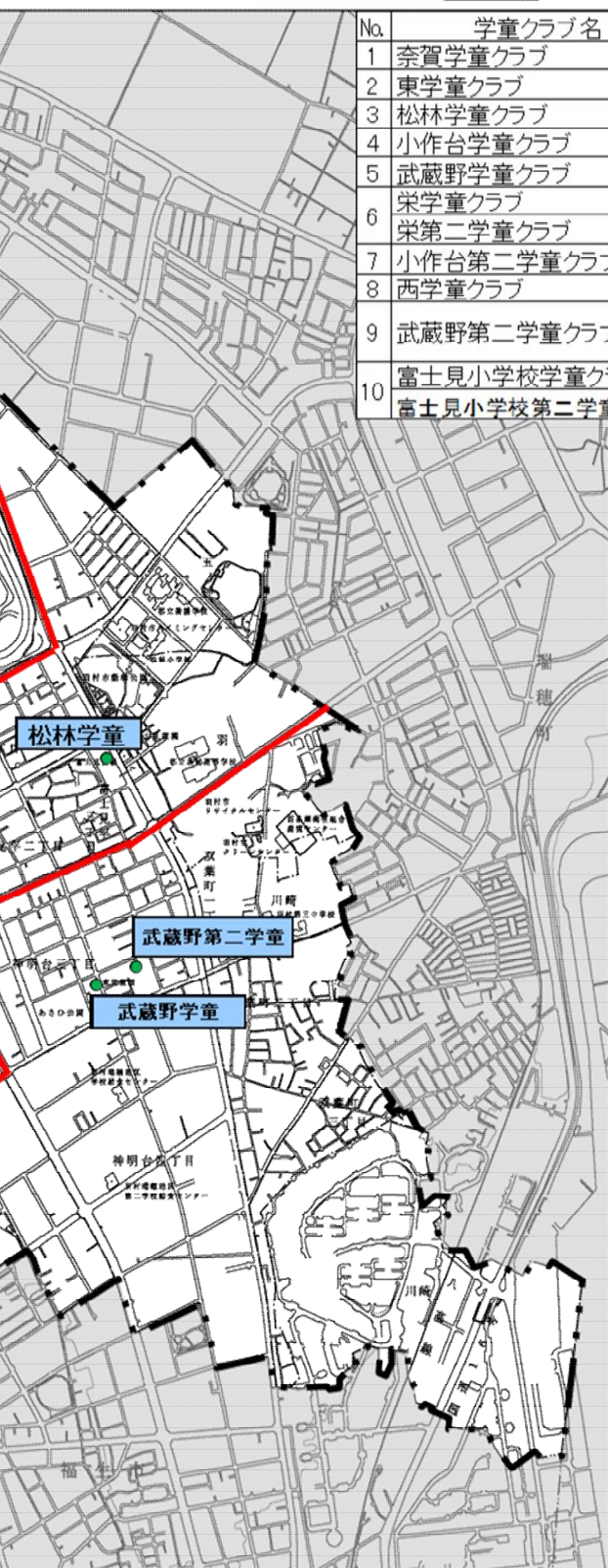
7.学童クラブ位置図・入所区域図

羽村市の学童クラブ位置図・入所区域図



縮尺 1:15,000

500 600 700m



No.	学童クラブ名	所在地	電話
1	奈賀学童クラブ	羽村市羽中3-6-19	042-554-7542
2	東学童クラブ	羽村市羽東2-13-22	042-554-7568
3	松林学童クラブ	羽村市富士見平2-10-3	042-554-7790
4	小作台学童クラブ	羽村市小作台5-28-3	042-554-3167
5	武蔵野学童クラブ	羽村市神明台3-30-2	042-578-2187
6	栄学童クラブ 栄第二学童クラブ	羽村市栄町1-11-8	042-579-0876
7	小作台第二学童クラブ	羽村市小作台5-17-4	042-555-8071
8	西学童クラブ	羽村市羽西1-16-13	042-554-9991
9	武蔵野第二学童クラブ	羽村市神明台3-29-3 (都営神明台三丁目7号棟1階)	042-554-9223
10	富士見小学校学童クラブ 富士見小学校第二学童クラブ	羽村市五ノ神4-9-5	042-555-6500

〈入所区域〉

奈賀学童クラブ			
羽東	一	丁目 1～3 番	
		20～35 番	
羽東	二	丁目 1～11 番	
羽東	三	丁目 1～10 番	
		13, 14 番	
羽中	一	丁目 1～9 番	
羽中	二	丁目 1～19 番	
羽中	三	丁目 1～19 番	
羽中	四	丁目 1～17 番	
東学童クラブ			
川崎	一～四	丁目	
羽		690～741	
玉川	一～二	丁目	
羽東	一	丁目 4～19 番	
羽東	二	丁目 12～19 番	
羽東	三	丁目 11, 12 番	
		15～21 番	
西学童クラブ			
羽加美	一	丁目 27～41 番	
羽加美	二～四	丁目	
羽西	一	丁目 2～3 番	
		4 番	21～32
		5 番	
		6 番	1～33, 45～55
		7 番	
		13 番	28～31
		15 番	5～15
		16～22 番	
羽西	二	丁目 6 番	10～21, 24～30
		7～10 番	

8.学童クラブ一覧

No	名 称	所 在 地	小学校	電話番号	指定緊急避難場所
1	奈 賀 学 童 ク ラ ブ	羽中3-6-19 (中央児童館内)	東・西 ※1	554-7542	羽 村 第 一 中 学 校
2	東 学 童 ク ラ ブ	羽東2-13-22	東 ※1	554-7568	羽 村 東 小 学 校
3	松 林 学 童 ク ラ ブ	富士見平2-10-3	松林	554-7790	羽 村 第 二 中 学 校
4	小 作 台 学 童 ク ラ ブ	小作台5-28-3 (西児童館内)	小作台 ※2	554-3167	小 作 台 小 学 校
5	武 蔵 野 学 童 ク ラ ブ	神明台3-30-2 (東児童館内)	武蔵野 ※2	578-2187	あ さ ひ 公 園
6	栄・栄第二学童クラブ	栄町1-11-8	栄	579-0876	武 蔵 野 公 園
7	小作台第二学童クラブ	小作台5-17-4	小作台 ※2	555-8071	小 作 台 小 学 校
8	西 学 童 ク ラ ブ	羽西1-16-13	西 ※1	554-9991	羽 村 西 小 学 校
9	武蔵野第二学童クラブ	神明台3-29-3 (都営神明台三丁目アパート7号棟1階)	武蔵野 ※2	554-9223	武 蔵 野 小 学 校
10	富 士 見 小 学 校 ・ 富 士 見 小 学 校 第 二 学 童 ク ラ ブ	五ノ神4-9-5 (富士見小学校内)	富士見	555-6500	富 士 見 小 学 校

※入所申請できる学童クラブは、在籍している小学校によって決まります。

ただし、特別支援学級に在籍しているなど、指定学校変更の届出を教育委員会に提出している場合、在籍している小学校区の学童クラブとは別に住所地の小学校区の学童クラブに通うことができます。また、羽村市立以外の小学校に在籍している場合は、原則住所地の小学校区の学童クラブに通うことになります。

※1： 奈賀・東・西学童クラブについては、在籍している 学校と住所 によって学童クラブが決まりますので、P.27～28の「学童クラブ位置図・入所区域図」を確認してください。

※2： 武蔵野小学校に在籍している場合は「武蔵野学童クラブ」か「武蔵野第二学童クラブ」、小作台小学校に在籍している場合は「小作台学童クラブ」か「小作台第二学童クラブ」を選ぶことができます。「一人降所」や長期休業日等の登所を考え、自宅から近い学童クラブを選ぶなどの対応をお願いします。

参考資料(大規模災害時用)

令和9年度 _____学童クラブ 災害時児童引渡しカード	
引き渡し日	月 日 ()
引き渡し時刻	:
学校名	
学年	
児童氏名	
引き取り者氏名	
児童との続柄	
引き渡し職員サイン	
責任者サイン	

令和9年度 _____学童クラブ 災害時児童引渡しカード	
引き渡し日	月 日 ()
引き渡し時刻	:
学校名	
学年	
児童氏名	
引き取り者氏名	
児童との続柄	
引き渡し職員サイン	
責任者サイン	